



平成 23 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 成 翰
(JASDAQ・コード 7954)
問合せ先 取締役経営企画本部長 三井 規彰
電話 050-5537-8000

株式の併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 29 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会に株式の併合(10 株を 1 株に併合)及び単元株式数の変更(現行の 1,000 株から 100 株に変更)について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式併合

1. 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

そのような中で、当社グループは、平成 20 年 12 月期以降、金融事業を中核事業に据えた抜本的な事業構造改革を邁進した結果、平成 21 年 12 月期並びに平成 22 年 12 月期において、長きに渡る赤字経営から脱却し通期連結業績における黒字化を達成するなど、経営環境の変化に対応した安定した収益力を持つ事業体への転換を実現しております。

そこで、本日付「資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分に関するお知らせ」にてお知らせしているとおり、今般、当社グループの事業構造改革に一定の目途がついたことを機に、当社の繰越損失を解消し過年度の欠損金を一掃することで財務体質の健全化を図り、配当や自己株式の取得等を含む、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、平成 23 年 3 月 29 日開催予定の第 37 回定時株主総会に「資本金の額及び資本準備金の額減少の件」並びに「剰余金処分の件」を付議することを決議しております。

上記の付議議案が承認可決された場合、資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ減少するものの、発行済株式総数の変動は生じませんが、財務環境に加え、投資環境も併せて整えるという観点から、できる限り株主様に対して不利益が生じない形で発行済株式総数を減らし適正な発行済株式総数とすることとし、10 株につき 1 株の割合をもって株式の併合を行うことといたしました。

また現状、当社の発行済株式総数は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場スタンダード(「以下、JASDAQ 市場」といいます。)の上場企業の平均上場株式数と比較して約 21.9 倍と多く、また、発行済株式総数の時価総額 1 億円当たりにおける株式数割合も JASDAQ 市場の上場企業全体の状況と比較して約 63.8 倍と高い割合になっております。

このようなことから、当社は上場企業として全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、株式の併合(10 株を1株に併合)の実施と単元株式数の変更(現行の 1,000 株から 100 株に変更)を併せて行うものです。

本株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、その結果、1 株当たりの諸指標(利益・配当など)や他社の株価との比較が容易になり、当社の状況に対するご理解を深めていただくことが可能になるものと考えております。

また、売買単位の集約への動きに対応し、単元株式数の引き下げを同時に行うことで売買単位を変更し、市場における当社株式の流通などに与える影響を最小限に留めた形で株式併合を実施することになるため、投資環境も整備されるなど、当社の株式が株式市場において適正に評価され、ひいては当社グループの企業イメージの向上に資するものと考えております。

なお、当社の発行済株式総数が現在の規模となった主な要因は、グループ事業の維持・拡大を企図し、今日の事業体を形成するに至ったエクイティファイナンスや株式交換によるものではございますが、一方で当社は、発行済株式総数が増加した事実を重く受け止めており、引き続きグループの経営基盤の強化と持続的な成長を図ることにより企業価値の向上に努めてまいります。

当社の発行済株式総数及び時価総額の状況と、JASDAQ 市場全体における上場株式数及び時価総額の状況は以下のとおりです。

【当社の状況】(平成 23 年2月 23 日時点)

発行済株式総数(A)	276,313,319 株
時価総額(B)	35.92 億円
時価総額1億円あたりの発行済株式数(A/B)	7,692,308 株

【JASDAQ 市場スタンダードの状況】(平成 23 年2月 23 日時点)

上場株式数合計(A)	11,883,038,737 株
上場会社数(B)	943 社
平均上場株式数(A/B)	12,601,314 株
時価総額合計(C)	9 兆 8,505 億円
時価総額1億円あたりの上場株式数(A/C)	120,633 株

なお、今回の株式併合が株主の皆様のご権利や株式市場における売買の利便性並びに流動性に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式併合の効力発生と同時に当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する予定です。これに伴い、JASDAQ市場における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

2. 株式併合の概要

(1) 株式併合の方法

平成 23 年5月 15 日(日曜日)をもって、平成 23 年5月 14 日(土曜日)※の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。ただし、本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条及び第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

※ 会社法の規定より基準日となる平成 23 年5月 14 日(土曜日)は、株主名簿管理人の休業日であるため、実質は平成 23 年5月 13 日(金曜日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に本株式併合

を行います。

(2) 株式併合により減少する株式数

本株式併合前の当社発行済株式総数は平成 22 年 12 月 31 日現在の数値であり、本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生じる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値となります。

株式の併合前の当社発行済株式総数(※1)	276,313,319 株
今回の株式の併合による減少株式数(※2)	248,682,737 株
株式の併合後の当社発行済株式総数(※2)	27,630,582 株
株式の併合後の発行可能株式総数(※3)	100,000,000 株

※1 当社は新株予約権(ストック・オプション)を発行しているため、今後、その権利行使により発行済株式総数が変動する可能性があります。

※2 株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配するため、併合による減少株式数及び発行済株式数は若干変動することは予想されます。

※3 株式併合の効力発生を条件として、定款上の発行可能株式数も併合比率に応じて変更する予定です。詳細は本日別途開示しております「定款一部変更の件」をご参照ください。

(3) 株式併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成 22 年 12 月 31 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該総株主数 8,648 名のうち、併合前の保有株式数が 10 株未満の株主様 255 名(その所有株式数の合計は 1,015 株)が保有機会を失うこととなります。

一方、併合前の保有株式数が 10 株以上の株主様については、本株式併合と同時に併合比率に応じて単元株式数の変更を行いますので、本株式併合実施の前後で株式の売買機会、議決権の権利の状況等に変更は生じません。なお、会社法第 192 条の定めにより、単元未満株式を有する株主様は、当社株式取扱規則に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。

総株主数及び当社発行済株式総数	総株主数(割合)	当社発行済株式総数(割合)
	8,648 名(100.000%)	276,313,319 株(100.000%)
10 株未満株主数	255 名(2.948%)	1,015 株(0.000%)
10 株以上株主数	8,393 名(97.051%)	276,312,304 株(99.999%)

※ 株式併合及び単元株式数変更の結果、1株に満たない端数が生じた場合には一括して売却し、端数が生じた株主様に対して、その売却代金を端数に応じて分配することから、株式併合後の株主数及び所有株式数は若干変動することが予想されます。

(4) 株式併合の条件

平成 23 年 3 月 29 日開催予定の第 37 回定時株主総会において、「資本金の額及び資本準備金の額減少の件」及び「剰余金処分の件」並びに「株式併合の件」が承認可決されることを条件としております。なお、これに併せて当社の定款に定める発行可能株式総数についても併合比率に応じて変更する予定であり、当該株主総会において「定款一部変更の件」の議案を付議のうえ、同時にその承認を得る予定です。

II. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の理由

上記株式併合を行うだけでは、単元未満株式を保有することとなる株主様が増えるだけでなく、最低投資額が上がることも想定されることから、株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないよう最大限考慮するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」において最終的な目標とされている売買単位の 100 株に当社株式の単元株式数を変更するものです。したがって、今般の単元株式数の変更はその主旨に則するものであると認識しております。

2. 単元株式数の変更の条件

平成 23 年 3 月 29 日開催予定の第 37 回定時株主総会において「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

3. 最近の投資単位の状況

直前事業年度の末日における最終価格をもとに算出した 1 売買当たりの価格	13,000 円
直前事業年度における日々の最終価格をもとに算出した 1 売買当たりの価格	12,975 円

※1 直前事業年度の末日における単元株式数は 1,000 株です。

※2 直前事業年度の末日は平成 22 年 12 月 31 日です。

III. 株式の併合及び単元株式数の変更の日程

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 23 年 2 月 24 日 (木曜日) |
| (2) 株主総会決議日 (予定) | 平成 23 年 3 月 29 日 (火曜日) |
| (3) 株式併合公告日 (電子公告) (予定) | 平成 23 年 4 月 7 日 (木曜日) |
| (4) 株式併合基準日 (予定) | 平成 23 年 5 月 14 日 (土曜日) |
| (5) 株式併合の効力発生日 (予定) | 平成 23 年 5 月 15 日 (日曜日) |
| (6) 単元株式数の変更の効力発生日 (予定) | 平成 23 年 5 月 15 日 (日曜日) |

※ 平成 23 年 5 月 11 日 (水)をもって、株式会社大阪証券取引所 (JASDAQ 市場)における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

IV. 株式の併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

今回の株式併合は、資本金の額及び資本準備金の額の減少及び過年度の欠損金填補と同時に行うものであり、実質的には株式数の減少を伴う減資を行うものです。株主の皆様からお預かりした払込資本を減少させることは株主の皆様に対して誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。

しかしながら、本株式併合、資本金の額及び資本準備金の額の減少及び過年度の欠損金填補を同時に行うことにより、当社の財務基盤が健全化され、今後の配当や自己株式の取得等を含む機動的かつ柔軟な資本政策を見据えた財務環境が整います。また、売買単位の集約への動きに対応し、単元株式数の引き下げを行うことで売買単位が変更され、市場における当社株式の流通などに与える影響を最小限に留めた形で株式併合が行われるため、投資環境も整備されることとなります。

上記のような経緯による株式併合でございますが、保有株式数が 10 株未満の株主様 (平成 22 年 12 月 31 日現在 255 名)につきましては、株式の併合によりその保有機会を失うこととなりますことをあらかじめ深くお詫び申し上げます。

当社では、今後とも経営基盤の一層の強化により株主価値の増大に努め、株主並びに投資家の皆様のご期待に応えてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

以上